明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三二六～三二八）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第十三期事業年度財務諸表、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、型式適合認定、地方職員共済組合役員の異動、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一九
会社その他
会社決算公告　四四

告示

○財務省告示第三百二十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年九月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	七億円	百円七十銭
〃	第九回	五億円	百円七十四銭
〃	〃	五億円	百円七十五銭
〃	〃	二十一億円	百円八十銭
〃	第十一回	十億円	百円六十銭
〃	第十二回	五億円	百円六十銭
〃	第十三回	十億円	百円二十四銭
〃	〃	三十億円	百円三十銭
〃	〃	二十億円	百円三十五銭
〃	第十四回	二十五億円	百円三十九銭
〃	〃	二十五億円	百円四十五銭
〃	〃	十五億円	百円五十銭
〃	第十六回	二十二億円	百円二十九銭
〃	第十七回	二十億円	百円五銭
〃	〃	十億円	百円十五銭
〃	第二十二回	五億円	百二円三十二銭
〃	〃	二億円	百二円三十五銭
〃	第二十四回	五億円	百二円四十銭
〃	第二十五回	二億円	百一円四十銭